

令和5年度 「なごや学生社会課題解決プログラム」 参加学生募集要項

1 目的

社会課題を自分ごととして捉え、課題解決に向けた自発的なアクションを起こすことができる人材を育成することを目的とする。

2 プログラムで取り組む社会課題

名古屋市が抱えている社会課題・行政課題の解決に向けて学生プロジェクトチームを結成し、名古屋市の担当部署と共に活動を行う。プログラムで取り組む課題は以下の通り。

課題1	<u>人にやさしいまち、名古屋をめざそう！</u> <u>～アジア競技大会・アジアパラ競技大会に向けたまちづくり～</u> 担当：総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室
課題2	<u>伝えたい！使ってほしい！安心・安全でおいしい名古屋の水道水</u> <u>～安心・安全でおいしい水道水の魅力発信～</u> 担当：上下水道局経営企画課
課題3	<u>立ち止まってほしい・・・エスカレーター大作戦！</u> <u>～エスカレーターの安全利用促進に向けた啓発～</u> 担当：スポーツ市民局消費生活課
課題4	<u>生涯学習センターを多様な世代がつながる拠点にしたい！</u> <u>～生涯学習センターに若い世代を取り込む工夫～</u> 担当：教育委員会事務局生涯学習課

※ 各課題の詳細は市公式サイト

(<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000164217.html>)

または、

学生タウンなごやポータルサイト

(<https://gakusei-town.city.nagoya.jp/news/renkei/entry-129.html>)

「なごや学生社会課題解決プログラム」を確認すること。

3 募集人数

プログラム全体で40名程度。

4 各課題への参加学生の振り分け

参加学生の各課題への振り分けについては応募時の希望に基づき、本市が決定する。

5 スケジュール

期 間	日 時	実 施 内 容
選 考	7月11日（火）	募集締め切り
	7月20日（木）頃	選考結果通知
活 動 期 間	8月10日（木）PM	キックオフイベント
	8月	課題の深掘り、解決に向けたアイデア出し
	8月～12月	各チームでの活動、スキル習得セミナー、チーム交流イベント等
	12月～2月	活動の振り返り、成果報告会の準備
	2月中旬（予定）	成果報告会

※ 活動期間中は、月2回程度のチーム活動を想定。ただし、活動回数や活動内容、スケジュールは変動する場合がある。

※ 各チームでの活動日時は、各課題のチームメンバーおよびチームをサポートする連携コーディネーターと調整し、都合がよい日程及び活動場所で活動を行うことを想定。

6 応募資格

(1) 名古屋市内及び近郊にキャンパスを置く大学・大学院・短期大学・専修学校の専門課程の学生

※ 毎月2回程度（8月から2月頃）開催される打ち合わせに参加可能であること。

(2) 「5 スケジュール」に定めた日程への参加が可能であること。

7 応募手続

本市が指定する応募専用フォームより、必要事項を記入し、応募すること。

※ 個人情報については、事務局において責任を持って管理し、当事業においてのみ使用する。

8 応募期間

令和5年6月12日（月）から令和5年7月11日（火）まで

9 選考方法

応募内容に基づき、本市において参加学生の選考を実施する。

10 選考基準

次の観点から総合的に判断し、参加学生を決定する。

(1) 本市が掲げたプログラムの趣旨を理解し、社会課題の解決に向けてプログラムに意欲的に取り組むことができるか。

(2) 自らが持つ強みを活かし、チームでの活動に主体的に取り組むことができるか。

(3) 協調性があり、参加する他の学生や市職員等と積極的なコミュニケーションが取れるか。

11 選考結果

全ての応募者に対し、応募時の登録メールアドレスへ選考結果の通知を行う。

12 参加辞退

プログラムの応募後については原則、参加辞退はできないものとする。やむを得ず参加を辞退する場合はすみやかに事務局へ連絡すること。

13 事業実施報告

成果報告会の開催後、本市が指定した期日までに実施報告書（様式は別途指定）を作成し、メールにて提出すること。

14 活動支援金

実施報告書を提出した参加学生に対し、活動支援金としてマナカチャージ券（12,000円分）を支給する。

15 活動支援金の返還等

次のいずれかに該当するときは、活動支援金を支給しない。既に支給している場合は返還を求める。

(1) 事情変更によるもの

ア 天災等により、プログラムを継続することができなくなった場合

イ 参加学生の都合により、当プログラムへの参加を辞退した場合

ウ プログラムへの不参加が続くなど、不支給とすべきと本市が判断した場合

(2) 不正等によるもの

ア 虚偽の報告等、不正の手段で支援金を受けようとした場合、または受けた場合

イ 本要項に掲げる条件等を満たさない場合

ウ 定める期日までに実績報告書の提出がない場合

エ 本プログラム参加期間中に非違行為が発覚した場合

16 その他

(1) 本市の事業活動、広報活動等のために行う写真撮影、動画撮影について承諾すること。

(2) 当プログラムへの参加にあたり、ボランティア保険への加入をすること。なお、保険への加入手続きは本市が行うものとし、費用は本市が全額負担する。

17 問合せ先

「なごや学生社会課題解決プログラム」事務局

(名古屋市 総務局 総合調整部 総合調整室内)

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2217

電子メール：gakusei.syakaikadai2023@gmail.com

附則

この要項は、令和5年6月1日から適用する。